

審議結果

審議会等名称：神奈川県総合計画審議会第99回計画推進評価部会・第21回計画策定専門部会

開催日時：令和5年11月2日（木）14:00～16:00

開催場所：神奈川県庁西庁舎6階 災害対策本部室

※Web会議サービスによるオンライン会議を併用して実施

出席者：◎牛山久仁彦、小野島真、河野英子、海原泰江、瀧博明、朱銘江、末富芳、伊達仁人、中西正彦、堀越由紀子、矢島洋子、米田佐知子、和田優〔計13名〕

（◎部会長）

次回開催予定日：令和6年1月16日

問合せ先：政策局政策部総合政策課計画グループ 山田

電話番号045-210-3061（直通） ファックス番号045-210-8819

審議経過（議事録）

議題 新たな総合計画素案（案）について

《資料について事務局から説明》

- 牛山部会長：ありがとうございました。詳細にご説明いただきました。それでは、先ほど申し上げましたように、まず初めに、「基本構想 素案（案）」につきまして、ご意見をいただきたいと思います。なお、「基本構想」と「実施計画」に分けて議論しますが、重なる部分も多くあると思いますので、あまり厳密にお考えいただかなくて大丈夫です。それから、事務局からも今ご説明いただきましたが、既にいただいている皆様のご意見をだいたい反映していただくような形で取りまとめていただきましたので、併せてご了解いただければと思います。今回、特に、「第2章 政策の基本方向について」が大幅に記載が増えておりますので、そのあたりを中心にご意見をいただければ幸いです。それでは、どなたからでもご発言のある方は、挙手をしていただいて、オンラインの方は挙手機能ボタンでお知らせいただくか、または声を出していただき、お知らせいただければと思います。
- 和田委員：先日、資料を送っていただいて、かなり時間をかけて眺めさせていただきましたが、非常に綺麗にまとまっており、この県に住んでいることが誇らしく思えました。今回、このランドデザインを考えるにあたって、一つの方向性・目標として、2040年が挙がっていますが、この2040年の神奈川県が、こうありたい、こうあってしかるべきだというような絵が何か書けないかと思いました。例えば、不確実性の問題や不安を解消するなど、そういったものに対して、こういう取組をしていく、こういう新しい改善を考えていくということだけではなく、2040年に、首都圏の東京に次ぐ神奈川の姿として、例えば、デジタルスマートシティは当たり前前の時代であって、そこにスマートヘルスケアやスマートホームなどがある程度当たり前のように神奈川の中で推進されていて、それが市民・県民生活の大きな基軸になっていて、住みたい神奈川であり、いろんな経済が回っていくというようなイメージをどこかに加えたいということを感じました。例えば、地域経済の完全循環型モデルができているだろうとか、あるいは、スマートヘルスケアでの遠隔の診療、あるいは、スマートウォッチのようなものが県民に行き届いていれば、学校の部活のときに熱中症で倒れるようなこともないだろうし、高齢者の方が途中で倒れてしまうようなこともある程度ウォッチできるようになっているなど、いろいろな対策ができると思います。以前から、もう少しポジティブなことも加えたいという話が議論の中でも出ていたと思いますが、そうした2040年の神奈川県はこうなっている、あるいは、こうなりたいというようなことがどこかに言葉として欲しいと思いました。
- 牛山部会長：ありがとうございます。ただいま和田委員からご意見いただきましたが、事務局いかがでし

ようか。

○ **馬淵総合政策課長**：貴重なご意見ありがとうございます。イメージで、そういう世界が頭に思い浮かぶようなところを表したらどうか、そういう記載が欠けているのではないかというご指摘かと思えます。我々も、今、予測できる範囲の中で書いているため、そここのギャップに、今の和田委員のご指摘があると思えます。どこまで工夫できるか、いただいた意見を改めて検討させていただければと思います。よろしく願います。

○ **牛山部会長**：ご検討いただくということで和田委員よろしいでしょうか。では、オンラインの、末富委員いかがでしょうか。

○ **末富委員**：まず、「基本構想」20ページの「(1) 子ども・若者・教育（支援を必要とする子ども・家庭への対応）」について、現在、国のこども大綱に向けた子ども家庭審議会の部会でもこの部分に非常に強い異論が出ています。「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう」とありますが、子どもたちの現在の幸せを置き去りにしているという批判が大変強かったです。ですから、この部分には、まず、どんな環境に生まれ育っても子どもたち自身の現在の幸せを保障するというふうに、この書きぶりだと、問題が先送りされている表現であると、相当な批判が当事者団体からも出ておりますので、そのように書きぶりを改めていただきたいと思えます。

併せまして、二つ目の丸に、「虐待の防止」と書いてありますがけれども、今現場で起きているのは、出産前から親が子どもを虐待するのではないかという疑いの目で見られているというふうなことで大変不快な思いをされている妊婦さんが多いということです。産後も同じです。私もそうでした。ですから、虐待の防止は非常に大事ですが、その際に書き加えなければならないのは、やはり当事者との信頼関係や当事者の尊厳を尊重するということがすごく重要です。子どもの検診でも、この人は虐待しているのではないか、みたいな目線で見られること自体が不快であり、ハラスメントだと私は思っておりますので、まず全ての県民を尊重する、それは妊婦さんであっても当たり前だと思うんですが、その当たり前をあえて書き加えていただかなくてはいけない状況が神奈川県下にあるはずだということで、そのことを申し述べたいと思えます。

合わせまして、21、22ページにある学校づくりです。楽しいことは大事ですし、時代に対応して学びを進化していきましょうということは非常に重要ですが、現在の学校の最大の課題の一つは不登校です。不登校をいかに予防するのかといった視点も入れていただかなければ、現状の学校の機能に限界がきているという現状を直視しない、グランドデザインとして本当に今の神奈川県内の学校の状況を踏まえたものになっているのかという意味では、かなり物足りなく思われる県民の方も多いのではないかと思いますので、その部分について指摘をさせていただきたいと思えます。以上です。

○ **牛山部会長**：はい。末富委員ありがとうございます。なるほどと思いながら伺いましたが、先ほど述べられた20ページの2丸目のところですね。おっしゃるとおりだと思います。虐待の部分で文言的にこう直したらいいという何かご提案はございますか。

○ **末富委員**：やはり、虐待という予断をもって当たるというのは、違いますよということは明確に書き加えていただきたいと思えます。特に母親ですが、虐待をする人なんだこの人というふうにしなくて、まず信頼関係を構築するであるとか、当事者としての尊厳であったり、その人たちの幸せを実現するんだという態度の方が、県に求められるはずなんです。どうしても、この国で子育てをしていると減点法でしか見られませんか。そうではなく、県を挙げて、いのち輝くマグネット神奈川、県民に笑いがあふれていると言うためには、今の母子への扱いというのは決してそのような理想を実現する途上にあるとすら言えないと私は思っておりますので、明確に、虐待を予防するだけでなく、当事者を尊重する、幸せを実現するということを強く

クリアな表現で書いていただけるとよろしいんじゃないでしょうか。

- **牛山部会長**：はい。どうもありがとうございます。特に最初におっしゃられた、「将来」というより「今現在の問題がやはり大事」だろうということは本当におっしゃるとおりですし、当事者という言い方をしているのかわかりませんが、子育ての現場にいらっしゃる皆さんの立場から変えていくというようなご指摘だと思うんですけども、事務局はいかがですか。
- **馬淵総合政策課長**：貴重な意見ありがとうございます。おっしゃるように、当事者である母親、父親を応援するという視点が欠けている部分もあるかと思っておりますので、そうしたところを工夫、検討させていただければと思います。それから、「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右される」というところの書きぶりも検討させてください。また、21ページの下から2丸目の不登校のところ「子ども・若者の不登校」という記載をしているところでございますけれども、これもどう表現を追加できるのか検討をさせていただければと思います。以上でございます。
- **総合政策課**：事務局からも補足させていただきます。この「基本構想」を作成する中で、非常に悩ましいなと思ったのが、やっぱり児童虐待で社会的な事件なんかもあります。そうした中で、こうした記載を書くことで、安心するという方も中にはいらっしゃいます。その一方で委員が言うとおりの、こういう記載を見ることによって、私の場合はこう感じてしまうという方もやはりいらっしゃいます。この子ども・若者・教育の分野に関わらず、そうした問題が多々ありまして、どうやってそれを表現しようかなと思って、今、この「基本構想 素案（案）」の段階で対応できている箇所をご案内いたしますと、13ページ目のところに政策展開の基本的視点というところがございまして、これがまさに県の政策を目指すべき方向性を記載したところですが、その13ページ目の「(1) 将来に希望の持てる社会をつくります」の中の括弧が2つありまして、下の方、「少子高齢社会」のところの2段落目、「そこで」以下なのですが、「若い世代が未来に希望を持ち、希望する人数の子どもを生み育てることができるよう、当事者である若い世代や子どもの目線を大切にしながら」ということで、「当事者」という言葉を県としても大切にしながら、それをどこにでも書くのではなく、特に当事者の目線への配慮が必要な分野についてこのような記載をしています。
- **末富委員**：グランドデザインというものは、行政の分野横断的に市町村も参照するものです。20ページに関係がある人たちが、お忙しい中で13ページを読みますかという話です。という意味では、それぞれの箇所に工夫を凝らして書くべきだと私は思います。それが、多忙化している行政現場に対しての当たり前の配慮であるし、そのこと自体が、ある程度、当事者への接し方の効率を高めていくこともできると判断しています。
- **牛山部会長**：ご指摘のように、事務局でもここは検討いただけたらと思います。補足説明は分かりましたが、20ページ以下の記載についてもご意見を踏まえて検討いただければと思います。
- **河野委員**：今回の資料は、多様に寄せられた意見に対応し、丁寧に整理されたものと理解しました。大いに勉強させていただきました。その上で、「実施計画」について話したいと思います。「実施計画」は、4ページにありますように、プロジェクトがあり、そのプロジェクトを複合的に実施する取組として5つの戦略が示されるという構成になっています。プロジェクトと戦略の対応関係から見ると、プロジェクト「6 経済・労働」の一部が欠損しており、もう少し拡充した方がよいのではないかと提案いたします。特に、経済・労働の関係では、神奈川県では既に多くの取組が行われていると思いますが、プロジェクト6に十分に書かれていないことによって、戦略との関係がややあいまいになっているという印象があります。もう少し具体的に言うと、戦略のところ「ヘルスケア・ニューフロンティアの推進」では、未病、ライフイノベーション関係の拠点整備、「グローバル戦略推進」のところでは、海外展開の支援、外国企業の誘致といった記載

がありますが、この点がプロジェクト6には十分に書かれていないという点です。両者の対応関係が明確である方が、戦略の実現可能性も高くなるため、より説得力のある戦略になると思いますが、前提条件であるプロジェクトの記載が十分ではない点が内容としてみた印象です。ただし、プロジェクト6のところを拝見すると、それぞれのプロジェクトに2ページ使うなかで、既にかんりの内容が書かれていますので、3ページに拡大するか、「経済・労働」を内容で分けて2つにして2×2の構成に変更するということをしないと、この点を十分に書くことができません。従来の枠組みを変えてしまう可能性がある提案でもあるため、どのような形がよいかということも含めて検討いただければ幸いです。この点をご検討いただくと、神奈川県が強みを意識したプロジェクトと戦略の書き方になるのではないかと思います。

○ **馬淵総合政策課長**: 委員のおっしゃる通り、ヘルスケア、グローバルはキーワードとしても大事であるし、我々としても、経済という観点から、県民の皆様にお伝えしていきたいと、「神奈川の戦略」という形で紙面を割いて記載したところです。実施計画の23ページ、24ページのプロジェクト6「経済・労働」の限られた紙面をどうするかについては検討したいと思いますが、ヘルスケアなどのキーワード的なものがしっかりと見えていないことが、そのような印象を与えることにつながると思うので、具体的な取組や、23ページのねらいにもう少し神奈川県の強みが見えるような形にできないかということを検討したいと思います。

○ **米田委員**: 前回の会議で指摘した部分を追記いただきありがとうございました。今回いただいた資料で私が気になったところは、末富委員がご指摘したところと一部重なります。まず1点目として、資料3「実施計画」の10ページ目や12ページ目について、今の現実に希望が持てず、絶望して自殺を選ぶ子どもがいるという現実があり、また実際子どもの自殺が増えているという統計が先日発表されていることから、次のとおり修正を提案したく存じます。○B「子ども・若者が将来に希望が持てる社会づくり」という部分を「子ども・若者が現在と将来に希望が持てる社会づくり」と修正してはいかがでしょうか。同じ箇所2丸目で、ケアリーバーやヤングケアラー、医療的ケア児等、将来だけでなく、今をケアする必要のある子どもにも言及していることから、タイトルに「現在」という文言を足していただきたいと思います。なお、プロジェクトの副題「子ども・若者が明るい未来を描けるかながわ」という部分は、テーマ1が「希望の持てる神奈川」というタイトルがついているので、これでよいと思います。

次に2点目として、「実施計画」のプロジェクト2「教育」の記載が、フリースクールを選ぶ親子の支援に向けて何かしら対応するという方向性が、感じ取れない記載となっている点について意見を述べたいと思います。コロナ禍で不登校の子どもが増え、過去最多になっているとの調査結果が出ています。そうした不登校に関わる記載は次の箇所と言及されているものと認識しております。

- ・ 14ページ具体的な取組B「フリースクール等と連携した学習支援に取り組みます」という部分
- ・ 88ページ②の1「支援を必要とする子ども・家庭への対応」のうち108番「貧困の状況にある子どもへの支援」における「教育の機会均等の確保を推進」という部分
- ・ 89ページ③の3「いじめ・暴力行為対策の推進と不登校などの困難を有する青少年への支援」のうち128番「不登校やいじめ・暴力行為などの防止に向けた魅力ある学校づくりの推進」

神奈川県では、「学校・フリースクール等連携協議会」を開催して相談会を開催するなど、意欲的に取り組まれているものと認識しております。一方で、現場からは、情報も大事だが、特に小中学生の不登校児が学校にいけずフリースクールを選びたいと思ったときに、月平均の3万3千円の利用料を払うことが出来ず、結果として教育の格差が起きる現状が問題であると伺っています。つまり、義務教育を受けられないと教育が十分受けられない、選択できない状況が生じてしまっています。現状の表現では、そうした親子に対して何かしら対応するという方向性が、見出せない内容となっております。そのため、もう少し踏み込んだ表現ができないか、ぜひご検討いただきたいと思います。

○ **牛山部会長**: 1点目については、末富委員もおっしゃられたところではありますが、今も将来もという表現について、検討いただければと思います。2点目について、事務局から何かコメントはありますか。

- **馬淵総合政策課長**：1点目は、ご指摘のとおり検討させていただきます。2点目について、より踏み込んだ記載については、関係局に情報を共有して検討させていただければと思います。
- **総合政策課**：先ほどフリースクールの件で主要施策のページについてもご示唆がございました。現在フリースクールでございますけれども、「実施計画」の89ページ主要施策番号127番に、「いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応」という主要施策を掲げており、その中で、「フリースクール等との連携・協働による不登校対策の実施」を位置付けております。先ほど米田委員から、フリースクールの支援についてのご意見をいただいたところでございますが、こちらも踏まえて検討を進めてさせていただければと思います。補足は以上になります。
- **牛山部会長**：それでは矢島委員よろしくお願いたします。
- **矢島委員**：今回、「基本構想」の後半に「神奈川をとりまく社会環境」のデータを付けていただいております。計画で対応すべきことが見えてくるということが非常に重要なことだと思いますが、残念ながらまだ生かされていない部分があると思います。先ほど、お二方の委員がおっしゃられたこともそうだと思いますが、これまでの計画では、国の計画もそうですが、子どもに関わる施策というのは、将来に希望を持てるという視点でよかったですと思います。しかし、今現在非常に困難な状況にあるということ、神奈川をとりまく社会環境の方でもデータを示して挙げていらっしゃる中で、その状況にちゃんと答えるということ、前半の方で受けていなければ、こういう構成にした意味がないのではと思います。先ほど米田委員から、「実施計画」の修正案が出ましたが、私は「基本構想」の方の13ページと20ページにもそうした文言を入れていただくことが必要かと思っております。13ページが難しければ20ページだけでもいいですが、「支援を必要とする子ども・家庭への対応」の中の文言が、「子どもの将来が」で始まるのですが、やはり違和感が非常に強いと思います。全ての子どもに、いわゆる憲法で保障されている健康で文化的な生活と、教育のアクセスが保障されるということが、ここでしっかり謳われる必要があると思います。今更ですが、日本はその今更を言わなければならない、非常に厳しい状況にあるので、県民の皆さんの逼迫した心情というのをここでぜひ受けていただきたいと思っております。

それと、「基本構想」55ページに「差別や偏見のない共生社会」ということで、データを示していただいておりますが、これは非常に重要だと思います。しかし、残念ながら、前半の方の、政策分野の説明の中では、その文言がありません。基本的視点の方にこそ、あらゆる差別や偏見のない共生社会を実現するという言葉をぜひ入れていただきたいと思っております。共生のところ、ともに生きる社会の実現という、すごくやんわりとした言葉になっていますが、その中で差別という言葉が使われているのが、障がい児・者に対する差別とか、非常に限定的に使われています。そうではなくて全体に、差別や偏見のない共生社会の実現、特に女性の問題に関して、「基本構想」でも「実施計画」でも、女性に関することは経済における女性の活躍を推進するというような、経済の担い手としての女性や、あるいは子どもを生み育てる存在としての女性みたいな視点ばかりが強調されているように見られてしまいますので、「ジェンダー平等」という視点から、差別と偏見をなくすということが、女性にもかかるような構成にさせていただきたいと思っております。

最後に、「基本構想」から「実施計画」への繋ぎということですが、「実施計画」の4ページに、「実施計画」の構成が書かれていて、「主要施策」、「プロジェクト」と「神奈川の戦略」との関係がありますが、この2回切り口を変えているというところが、「基本構想」で示している方向性や視点だとか、「主要施策」ごとの構想というものがプロジェクトに書かれている具体的な施策に全部落ちていくのかどうか非常に確認しづらいです。何が漏れていて、何が落ちていないのかとか、非常にわかりにくいです。これを何とかできないかなと思います。プロジェクトの方はかなり整理されているので、これを変えるのは難しいかと思いますが、7つの政策分野は3ページに書かれている「政策展開の基本的視点」と、ほぼほぼ一致するので、基本的視点と、主要施策を完全に一致してしまっただけで、そこからプロジェクトに落とすということで、間にもう1つ挟むのをやめればもう少しシンプルにわかりやすくなると思っております。

- **牛山部会長**：ありがとうございます。最初に言っていた点は、先ほどからたびたび指摘されているところで、現在の状況をどう書き込むかということで、その通りだと思っており、事務局も工夫して下さるということですが、長期計画なので、その時々を今をどう書き込むかというのは、ちょっと工夫が必要かと思いますので、その点はご検討いただければと思います。後段の3番目におっしゃっていた点については、事務局として何か工夫ができますでしょうか。
- **馬淵総合政策課長**：ご指摘ありがとうございます。「基本構想」と「実施計画」の繋がりでございますが、事務局の意識としては、「政策展開の基本的視点」をベースにプロジェクトのテーマを設定させていただいております。具体的に申し上げますと、「実施計画」の3、4ページをご覧いただきまして、「政策展開の基本的視点」の「(1) 将来に希望の持てる社会を作ります」については、プロジェクトの「テーマⅠ 希望の持てる神奈川」で受けてございます。「政策展開の基本的視点」の「(2) 国内外から選ばれ 持続的に発展する都市をつくります」と「(3) 地球規模の課題に対して役割を果たします」の2つを、プロジェクトの「テーマⅡ 持続的に発展する神奈川」で、同じく「政策展開の基本的視点」の「(4) 誰もが自分らしく生きられる社会をつくります」は、プロジェクトの「テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川」で、「政策展開の基本的視点」の「(5) 安全・安心で持続可能な社会を作ります」は、プロジェクトの「テーマⅣ 安心してらせる神奈川」と「テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり」という形で、大まかにではございますが「政策展開の基本的視点」とプロジェクトの関係性については連動するよう意識をしてございます。ただ、厳密に一对一对応にならない施策もございますので、事務局の意識を「書」として上手に伝わるよう工夫できないか検討させていただければと考えているところでございます。以上です。
- **牛山部会長**：はい。矢島委員どうぞ。
- **矢島委員**：おっしゃるとおり、対応していると思いますが、もう少しはっきり出来ないかと。例えば微妙に分かれている「政策展開の基本的視点」の「(2) 国内外から選ばれ 持続的に発展する都市をつくります」と「(3) 地球規模の課題に対して役割を果たします」のところは、基本的視点を一緒にするか、あるいはプロジェクトの方を分けるとかでいくらかでも対応できるのではないかなど。そこが一致すれば非常に分かりやすいと思います。一方でこの「主要施策」にある7つの政策分野で、「基本構想」に示した「政策展開の基本的視点」を踏まえると非常に良いことが書かれていますが、浮いてしまっているということが非常に違和感を持ちます。従来からの政策分野なので書かないわけにはいかないのかもしれませんが、最後に政策分野ごとの細かい施策が整理されているので、それで十分ではないかという気もします。ですから、この「基本的視点」と、その次に繋がる「プロジェクト」というのを、ダイレクトにつなげてしまえば、「テーマ」という言葉を使わなくても済むと思います。政策・テーマ・プロジェクトという言葉がそれぞれ出てくると、何を指してるのか分かりにくいので、「基本的視点」の1から7が、プロジェクトの1から5に対応していて、その下にプロジェクトがブレイクダウンされているとする方が非常にわかりやすいと思います。また、「神奈川の戦略」で、非常に注目分野をまた付けているので、これで十分インパクトはあると思いますので、2段階で切り口を変えるのは、分かりにくいと思います。
- **牛山部会長**：はい。ありがとうございます。
- **総合政策課**：矢島委員からのご質問やご意見の1点目と2点目について、少し補足させていただきます。まず社会環境の変化の方について、子どもについて将来の希望だけじゃなくて、今の苦しさもあるはずだというご意見をいただきました。おっしゃるとおり「基本構想」の13ページ目「1 政策展開の基本的視点」にある「(1) 将来に希望の持てる社会をつくります」のところでは、前向きなことしか確かに書けていないという印象を持たれたかと思います。ここはまず、神奈川の将来を担っていく子どもたちが、県としてど

う育てていきたいかと意識をして記載したのがこちらですが、一方で、全員が前向きに、子育て出来る環境にいるわけではないということも承知しておりますので、そこを表現したのが、ページが分かれてしまいましたが17ページにある、「(4) 誰もが自分らしく生きられる社会を作ります」をご覧ください。(社会的孤立や生活への不安)の2段落目に「そこで、多様な担い手と連携し、声を上げることが難しい子ども・若者や、困窮に陥りやすいひとり親家庭、困難な問題を抱える女性、孤独・孤立に悩む方など、生きづらさや暮らしにくさを抱える人たちへの支援の輪を広げることで、『見えない困窮』にも早期に対応し、誰もが生まれ育った環境によって将来を左右されず、自分らしく生きられる社会づくりをめざします。」という形で、子ども食堂や今、苦しい状況にある子どもたちに、支援の手を差し伸べてくださるNPOの方々もいらっしゃいますので、そうした動きも踏まえて、少しこちらの方に書き分けたという事情がございます。

- **牛山部会長**：違うところに別に入っているということは、委員の皆さんもご理解いただいた上で、ご発言をいただいていると思います。ただ、それぞれの箇所に工夫を凝らして言葉を入れたほうがいいのではないかというご意見です。それについて、そうではないということですか。
- **総合政策課**：17ページ目の記載までに、こういう記載があるということを最初にご説明ができなかったもので、補足させていただいたところです。
- **牛山部会長**：それでは続けてください。
- **総合政策課**：差別に関しては、同じく17ページ目(ともに生きる社会)の2行目のところで「ジェンダー平等社会の実現など」と記載しています。こちらの方を含めて記載をどう充実できるかについて検討していきたいと思います。
- **牛山部会長**：はい。ありがとうございました。その点いかがですか。矢島委員、よろしいでしょうか。
- **矢島委員**：「基本構想」に関して、13ページには書けないとしても、20ページの方には書いてくださいと申し上げたので、私としては、20ページにしっかりと書いていただければと思っています。あと、やはり「ジェンダー平等」という言葉だけで終わらせないでいただきたい。「ジェンダー平等」というのが、日本では女性活躍だと思われているところがあるので、やはり差別や偏見をなくすというところを明確に出していただきたい。せっかく「神奈川をとりまく社会環境」のところですばらしい言葉を使っているので、施策の中にも入れていただきたいという趣旨で申し上げます。
- **牛山部会長**：はい。矢島委員、ありがとうございます。大変重要なご指摘いただきました。それでは中西委員どうぞ。
- **中西委員**：私はあまり出席できなくて、意見を出すこともあまりできなかったのですが、理解が足りない部分もあるかと思うので、もし間違っていたらご指摘いただきたいと思います。意見としては、2つあります。1つは「基本構想」、それから「実施計画」も含んだ流れについて、矢島委員のご指摘と同じような感想を持っていました。項目間の繋がりが少しわかりにくいといえますか、神奈川県の方針は多岐にわたっていますので、しっかりと接続するのが難しいことは理解しています。例えば、「基本構想 素案」の「第2章 政策の基本方向」の「1 政策展開の基本的視点」と、「2 政策分野別の基本方向」の関係について、もう少し説明がないと個別にいろいろな要素が出てくる感じをどうしても受けてしまうと思っていました。さらに、「実施計画」ではプロジェクトのテーマは5つであり、「政策展開の基本的視点」を参考にするといいながら、7つと5つで数が違うというのも感じていたところです。それに対して、先ほどご回答があったので、理解はもちろんしましたが、それでもやはりこういう関係でそのテーマを設定したというご説明はあ

った方が「基本構想」を受けているということがより際立つのではないかと思います。テーマ設定の説明がもう少しあるといいので、ご検討いただければと思います。

また、「基本構想 素案」に戻りますが、第2章の「1 政策展開の基本的視点」について、そもそもこの「基本構想」の構造自体が、現行のものを踏襲していますが、「基本的視点」という言葉が今更ですが少し気になります。理由として、(1) から (7) に書いてあるのは何々しますというふうにかなり前向きに実現したい目標像を謳っている書きぶりになっていますが、それは「視点」なのかと思っています。「視点」は見るポイントですが、(1) から (7) は実現したい目標というか、まさに実現したい方向性のテーマだと思います。ですから、この際、「基本的視点」という言葉を少し変えた方がいいのではないかと個人的には感じました。そうすると、冒頭の方でご指摘がありました神奈川県でこうしたいという目標が見えないというところが、実はここに書いてあるということが、より浮き彫りになるのではないかと思います。今「基本的視点」と書いてありますが、実際には目標とするテーマを実現するために政策分野別にある程度対応した政策があるという繋がりを説明していただけると、1 から 2 への繋がりももう少しわかりやすくなるのではないかと思います。2 をなくすのは、この「基本構想」が長期的なもので、「実施計画」がそれを受けた短期的なものという性格を考えると難しいと思いますが、1 と 2 の繋がりの説明をすれば、その辺りもある程度解決できるのではないかと思います。議論の中で一対一の対応が難しいというのは重々承知していますが、ある程度定性的に、それぞれの繋がりを説明したり、場合によっては1 と 2 の間にリンクのように、参照するような矢印を入れるとか、そういう工夫である程度解決できるのではないかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

2 つ目は「2 政策別分野の基本方向」についてです。分野別にいろいろと個別に書いてあって、どれも結構なことだと個人的には思いますが、この並び順は優先順位や重要性のある程度考慮して並び替えたのか、あるいは特にねらいはないのかが少し気になります。例えば、私の分野だと「基本構想」の33、34ページの「(7) 県土・まちづくり」が、都市計画的に一番近いのですが、多分どれも大事で建前上はフラットだと思います。ただ、優先順位あるいはベーシックに実現しなければいけないテーマはあると思ってます。この中で言うと、1 番目にある「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」というのは大きな理念的な目標としていいと思いますが、安全・安心という観点でいくと、3 番目の「快適で安全・安心な住まい・まちづくり」がもう一段階前に来てもいい気がします。完全に優先順位で並べることは難しいと思いますが、その中の取りまとめとして、重要度別、需要が高いものが並んでいるという整理が全体で出来ているのかということを確認していただいて、他の項目も含めて並び順をご検討いただけたらと思います。

3 点目は単純に質問ですが、「基本構想」の第3章の「基本構想の見直し」は、現行も2行だけしかなくて、第3章が必要なのかよくわからないのですが、何か理由があって置いてあるのでしょうか。これは興味本位もあって伺いたいです。以上です。

- **牛山部会長**：ありがとうございます。2点のご意見と1つご質問をいただきました。最初の「基本的視点」についてご指摘いただいています、が、「基本的視点」のところでは何かこういう言葉にした方がいいというようなご提案はございますか。
- **中西委員**：実は意外に難しいなと思っていて、「基本構想」の第2章がそもそも「基本方向」と言っていて、それから1で「基本的視点」、2で「政策分野別の基本方向」と言っていて、全体に少し錯綜しているというか同じ言葉を使おうとしていたり、使い分けようとした結果こうなっていると私は感じます。なので、もしかしたら第2章の「基本方向」というものから変えていくのか、あるいは1の「基本的視点」というところを、「目標とする政策展開」にするなど、直し方はいくつかパターンがあるのかなというふうに思っています。
- **牛山部会長**：わかりました。今の言葉の問題は、整理をどうするか事務局でお考えいただき、また議論をさせていただければと思います。「基本構想」の第3章について、確かにこの数行しかない章をどうするか

というのは、気になる県民の方が多いのかなと思うので、そのことについて、2つのご意見と1つのご質問について、事務局としてはいかがでしょうか。

- **馬淵総合政策課長**：ありがとうございます。まず1と2の繋がりのところでございますけれども、それぞれ「〇〇を踏まえ」としか書いてないので、そこが説明不足なのだろうと思います。また、「踏まえ」とはどういうことなのだというところをもう少し表せないか検討させていただければと思います。

それから、政策分野の並び順ですけれども、委員がおっしゃるように優先順位はありません。どれも重要なものです。ただその中で、今回、「基本構想」の見直しで「人口減少社会」「少子高齢化社会」そういったテーマがまず第1にきていますので、まず「子ども・若者・教育」というものを、頭にしたところでございます。委員ご指摘の「(7) 県土・まちづくり」、こちらはどの政策分野についても下支えするものとして非常に重要だろうということで、最後に持ってきています。「(7) 県土・まちづくり」は、(1)から(6)をそれぞれを支えている部分がございますので、あえて一番後ろに持ってきているところでございます。

それから第3章でございます。こちらは、2040年を目標年次として構想を作ります。第3章がない場合、2040年まで全く見直さないのかというご指摘が出ることもあるかと思っておりますので、我々としては、社会状況の変化などがあつた際には当然「基本構想」も見直すということを示しておくという意味で、第3章を設けているところでございます。以上でございます。

- **牛山部会長**：はい。中西委員どうぞ。

- **中西委員**：まず並び順のことについて、ちょっと私の意見の出し方が悪かったと思ひまして、私が申し上げたかったのは、「政策分野別の基本方向」の1から7の順番のことを申し上げたのではなくて、その中の個別の書きぶりの項目の順番のことを申し上げたつもりでした。だから、1から7のことは特段、異論・異存はないですけれども、例えば「(7) 県土・まちづくり」の中の、(次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり)、(柔軟性や成長性に優れた交通ネットワークの形成)、(快適で安全・安心な住まい・まちづくり)、(地域の特性を生かした地域づくり)のこの4つの順番のことを申し上げたつもりでした。ただ、この中身は多分、そんなに大きな優先順位の差は多分ないだろうとは理解はしております。なので、対外的に、優先順位が下がるからこの順番というよりは、むしろ内部的にどれから取り組むのかということ、ここにこっそり反映されているのかということで、並び順を考え直すといいいのかなと思ったということで、1から7の順番については了解しております。

第3章については、そういうことなのかなとは思いつつも、ただ、見直すのは、逆に言うと当たり前の気もします。せつかくこういう所を作るのであれば、「実施計画」との関係や、もしくは進捗管理的なことが書かれていることを期待して開いたら、これだけとってしまったということもありますので、別のところにあつてもなくてもいいかなと思うのですけれども、今後必要があれば、検討させていただければと思います。

- **牛山部会長**：はい。ありがとうございます。事務局のご説明で、後段の部分も、並びには優先順位がないということですね。

- **馬淵総合政策課長**：優先順位はございません。

- **牛山部会長**：それが内部的にあるかどうか、行政の方でしか分かりませんが、ここには優先順位はないということです。あと3章のところは少し整理していただければと思います。大分、予定の時間を過ぎているのですが、すでに「実施計画」についてもご議論が及んでおります。「実施計画」になったら手を挙げようというふうにお考えの方もいらっしゃるかと思いますので、この後引き続きご議論いただきますが、「実施計画」の方も含めてご議論いただきたいと思ひます。もしまだ「基本構想」についてもご意見があれば

ば、併せていただければと思います。では瀧委員どうぞ。

- **瀧委員**：「基本構想」と「実施計画」の両方に関わることでお話ししたいと思うが、その前に、中西委員と議論になっていたところで、先ほどの説明からすると、第3章の「基本構想の見直し」は当たり前のことなので、改めて大きく項目にとらえる必要はないと思います。もし、記載するのであれば、どこかに入れ込めばいいと思うので、大きな題目の必要はないと思います。

それで私からの意見で、「地域づくりの基本方向」というところで、「基本構想」の35ページから40ページの話になりますが、それぞれの地域ごと5つの地域に分けて書かれていることを、その地域ならではの特色にプライオリティをつけてフォーカスをしていくことがいいと思います。例えば、どの地域にも入っている自然災害に対するとか、地震に対するというのは全部共通項になるので、それは基本の大きな考え方のところに入れ込み、地域をせっかく5つにしているのであれば、そこに対する基本方向、取り組み事項、そういうことを明解にメリハリつけた方がいいと思います。それに関連して質問ですが、5つの地域政策圏は、以前の総合計画からずっとこの5つになっていますが、これはもう最初からこの5つ有りきという理解をしていいのかどうかということをおもいました。今更こういうことを言っても何なのかということはあるかもしれませんが、2040年を見据えたときに、この5つの分け方で本当にいいのかということを疑問に思ったので、最初から5つ有りきかについては、後で教えていただければと思います。最初からそう固定観念で決めてしまうと、神奈川県は、ずっとこの5つのエリアの中で、未来永劫行くのかというふうにもとらえてしまうところがあるので、一つそういうことを感じました。

もう1点、「実施計画」の方ですが、5ページ目の「めざすべき4年後の姿」というところで、大きなお題目として、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」となっています。下のところの文章を読んでいくとよく理解できますが、このお題目として出すテーマの言葉がこれでいいのかどうか、デジタル行政をやるというのはあくまで手段になりますので、デジタルを使いどういう行政運営ができるのかということが県民目線ということにもなっているのかもしれないのですが、もう少し、スピーディーに対応ができるとか、もっと具体的に県民がストンとわかるような言葉にした方がいいのかなと思います。以上です。

- **牛山部会長**：ありがとうございます。デジタルなどのご意見は前にも議論されていますが、事務局に改めてどう考えているか伺いたいと思います。「基本構想」の第3章、私も、改めて見ると数行で、中西委員がおっしゃったように、なくてもいいのかなというふうには思う一方、逆を言うと、あつてはいけないものもないので、県議会の議決をいただくことを踏まえると見直しも含めて、議決いただくというのもありかなと思っています。それと圏域の問題、これについては質問ということもあるので、事務局いかがでしょうか。

- **馬淵総合政策課長**：圏域について、これが未来永劫、この5つの圏域なのかということと当然そうではないです。その時その時の社会情勢で見直すべきということも出てくるかと思いますが、ただ、現時点ではこの5つで考えており、それが現在地域県政総合センターで、横須賀三浦、県央、湘南、県西、そういった形で設定をさせていただいているところです。

それから、「実施計画」の5ページ、「めざすべき4年後の姿」でのお話いただきました。我々として目指していきたいのは、「やさしい社会を実現する」とこに思いを込めて書いています。瀧委員がおっしゃるように、デジタルというのはあくまでツールです。我々もまさにそう思います。このデジタルの部分を実施計画で申し上げますと、「計画推進のための行政運営」、117ページになりますが、これはこの総合計画を推進するにあたり、デジタル技術を一通貫して活用していくということを表しています。そうしたところで、我々としてはやさしい社会ということを目指していきたいと思っていますので、今いただいた意見も踏まえながら、もう一度この説明文を含めて、県民に伝わるのかということをしつかりと考えていきたいと思っています。以上です。

- **牛山部会長**：はい、ありがとうございます。ちなみにこの5つの圏域っていうのは、これはどのくらい前

からこういうふうになっているのですか、おわかりになりますか。

- **馬淵総合政策課長**：今は手元に資料がないので分からないのですが、以前川崎地域圏、横浜地域圏と分けていた時代がございました。それ以上は申し訳ございませんがわかりません。
- **牛山部会長**：改めて考えると、どういうふうに圏域が設定されているのかなというのがありますが、また何かの折に教えていただければと思います。他にはいかがでしょうか。はい。どうぞ、海原委員。
- **海原委員**：私は仕事として障がいを持っている方と一緒に活動していることが非常に多く、私の中では、この新かながわグランドデザインの「実施計画」の34ページ具体的な取り組みという部分のところで、「障がい児・者とともに生きる社会の実現」、ここに書かれていることはごもっともだと思っています。しかし、それを実現できない部分のところが、どこにあるのかと考えると、県は計画を作る一方で、実際に市町村との連携をどうやって取っていくのかというところの、「具体的な取組」の中には記載をされていないところにあります。現場を見ていて苦しいところは、実はそこなのです。県は色々な計画でデザインを描いていただく。でもそれを実行していくためには、県だけではなく市町村とどうやって連携をとりながら、実現に向けていくのかの視点が、非常に私は弱いような気がします。ともに生きる社会の実現、これはもう県だけではできないと思っていますので、それぞれの市町村との連携の部分はどうしていくのか。「実施計画」の中で、実際には「実施計画」を実行していく中で、そういう問題が解決をしていくのかもしれないですが、やはり何も書き込まれていないことに対しては、これで大丈夫なのかという不安感があることをお伝えしたいと思います。大きな部分のところで本当に人権を尊重していくことはどの分野においても、きちっと位置付けられるものだというふうにお話があったことは、本当にその通りだなと思いますので、あらゆるところでそういうものをきちっと位置付けをしていただくということが、ともに生きる社会を作っていくということに繋がっていくのではないかなというふうに思っております。以上です。
- **牛山部会長**：はい。ありがとうございます。市町村との連携は非常に重要なことだと思いますので、どのような書きぶりにするのかというのは課題としてあるかと思いますが、事務局はどう考えますか。
- **馬淵総合政策課長**：ご指摘ありがとうございます。市町村との連携でございます。こちらは、障害福祉の分野に限らず県として取り組んでいる施策すべてに関わってくる大事な視点でございます。県庁職員は施策を考えるときに、必ず市町村とどうやって連携していくのか考えています。そういう意味で、計画全体に関わる視点として、「実施計画」の118ページでございます。こちらが「計画推進のための行政運営」ということで、行政運営をどのようにしていくかということに記載しているページになります。その③を見ていただくと、神奈川県が広域自治体の役割をしっかりと果たし、市町村と連携して、県政を運営していくということを書かせていただいております。
また、先ほど人権尊重は非常に大事な話で、全ての政策に関わるというお話をいただきました。その記載としては、117ページの一番上の箱の下の2行に、「政策の立案・企画・実施にあたっては、『ジェンダー』『ともに生きる』『当事者目線』の視点を3つの主流化としていつも意識していきます」と記載しています。我々が、今年度新たに、神奈川県庁内で取り入れている視点です、どんな政策を考えるにあたって、1回この3つの視点で考えてみようということで、政策の企画立案、それから実施をしていこうとしているところでございます。以上でございます。
- **牛山部会長**：はい、ありがとうございます。市町村との連携は非常に重要だと思います。一方、なかなかちょっと難しい点、例えば市町村の仕事にあまりに細かく立ち入るのはどうなのかみたいなことはありますね。事務というか仕事のこともあるので。私はむしろこの「計画推進のための行政運営」の③は、県内市町村と別に他の都道府県と並列にしないで、やっぱり市町村を先に書くのだと思います。そのうえで他の都

- **牛山部会長**：色々ご意見をいただきましたが、この段階においての具体的な対応としてはどのようなことになるでしょうか。
- **伊達委員**：例えば、インパクトファクターが何なのかとか、それから、それぞれ評価する時に、この視点で評価をした時に、今回はどのようなインデックスで評価をしたのかとか、なぜこうなっている、なぜこう判断した、という背景が見えるような仕組みを間に入れることは、さすがに今からは無理だと思っていますが、来年以降、そちらに向けて議論できればと思います。

僕が先ほどシンクタンク機能が必要ではないかと言ったのは、そういったことを専門にやれる機能が無いと、なかなかそういったインデックスであったり、インパクトファクター、インパクトがどうなのか分析したり、背景のところまでぐっと深くリサーチをしていくことは、さすがに厳しいかなとは思っています。

どう変えれば良いのかについて、1つトリッキーなところで思っているのは、第1章「基本目標」の「3 神奈川の将来像」のところで、「(3) 変化に対応し 持続的に発展する神奈川」と書いていますが、これでは変化を常にキャッチアップしなければならず、変化に対するアンテナを張らなければなりません。この言葉を「変化を生み出し 持続的に発展する神奈川」と変えると、変化を生み出すということは、自分たちが気づいて変化を生み出そうとしていますということで、姿勢が大きく変わります。トリッキーな1つのキーワードでしかないですが、そういった言葉の使い方、同じことを言っているはずでもイメージが変わったり、全体を読んだ時の理解が変わってくると思います。牛山先生から言われた具体的にというところに対して些末な具体で申し訳ないですが、そういったところがあると思います。
- **牛山部会長**：ありがとうございます。伊達委員からご意見をいただきましたが、事務局から何かコメントはありますか。
- **馬淵総合政策課長**：貴重なご意見ありがとうございます。事務局としても、どういった対応ができるのか検討していきたいと思います。危機管理のところでは1点補足させていただきます。国民保護対策の点について、「基本構想」に書かれていないという御指摘がありましたが、「基本構想」31ページ「(6) 危機管理・くらしの安心」の3ポツ目に「不安定な国際情勢を踏まえて万一の事態に備えるための国民保護対策を推進するとともに～」のように記載しており、しっかり書かなければならないという認識でここに入れたつもりでした。それから、伊達委員からお話しいただいたところですが、今回総合計画を作るにあたって非常に悩ましい部分があり、総合計画というのは県の総合的な指針を示しており、この下に個別計画があります。個別計画では、将来のギャップの部分のような、課題意識を踏まえてどう施策を講じていくかという細かい記載がありますが、総合計画の中でどこまで書き込めるかということも含めて、検討させていただきたいと思います。
- **伊達委員**：1つ付け加えますと、テロや様々な非常時というのは、国内でも起きることです。隣の国がどうのこうのではなく、やはり真剣に記載、もしくは考える必要があると思います。その他については、了解です。
- **牛山部会長**：また次年度以降も含めて、様々御検討いただければと思います。オンライン参加の堀越委員、ご意見をどうぞ。
- **堀越委員**：今回の計画の策定にあたって、あまりきちっとコミットができておらず申し訳ないですが、時間もありませんので、幾つかあるうちの1点だけ、意見を述べさせていただきます。「基本構想」と「実施計画」の両方に関わることですが、子どもに対する虐待と同じように、障がいを持っておられる方たちへの虐待あるいは不当な身体拘束等というのが、案件として上がっているものもありますし、上がっていないけれども潜在的にみんながわかっているという状況があります。虐待防止法もありますので、児童虐待

という言葉は何回も出てくるのですが、障がい児・者に対する虐待という言葉が出てこないで、虐待という言葉を使えばいいとは思わないのですが、差別や排除という言い方だとすごくマイルドになりすぎてしまって、今実際に精神障害の方とか、強度行動障害の方とか、そういった方たちがお暮らしになってらっしゃる、大規模小規模含めたところあるいは事業所などで行われている経済的な搾取なども含めた部分というのは、やはりあってはいけないことですので、例えば障がい者が地域で安心して暮らせる仕組みづくりのところに「虐待の根絶」など、少し強めの言葉をぜひ書いていただけないか。というのが1点です。

それから、今の延長ですが、「基本構想」の24ページ、(障がい者が地域で安心して暮らせるしくみづくり)の2行目に、「障がい者のライフステージに沿った保健、医療、保育、教育、就労のほか」と書いてありますが、私が感じているのは、障がいを持ってらっしゃる方のほうが、高齢者に比べると住まいに関するオプションが圧倒的に少ないということです。特に重度の方の場合、オプションが本当に少ないです。つまり、保健、医療、保育の前に、居場所や暮らす場所の問題があります。安心して暮らせるという意味で言ったらまずどこで暮らすかということなので、その辺のニュアンスも入れていただけないかと思います。

それからその下、(地域における持続可能な保健・医療体制の整備)のところの1行目、私はここに少し違和感を感じたのですが、「人口減少社会及び超高齢社会に対応するため、最先端医療の推進と最新技術の追求のために支援強化などを進めます。」と書いてあります。この「最先端医療の推進と最新技術の追求」が、人口減少社会と超高齢化社会に対応することに、どのように結びつくのかもイメージができませんでした。最先端医療の推進や最新技術の追求というのは、人口減少や、少子高齢化と繋がるような部分もあるのですが、ジェネラルな広い県民全体のものなのではないかと思います。何回も登場する定型文のようですが、この「人口減少社会及び超高齢社会」と、「最先端医療の推進と最新技術の追求」の繋がりがやや見えにくいと思いました。

それから、同じ24ページの一番下、(保健・医療・福祉人材の育成・確保と働きやすい環境づくり)です。委員の皆様もご承知のように医師の働き方改革が始まりますと、医師の手が物理的に足りなくなるということは病院等では今、大きな課題になっています。それから、福祉人材、介護人材、医療人材が不足するといっても、どんどん増えている職種と、全く増えていない職種があるなどやはり偏在があり、量的な確保と質的な部分を、もう少し書き分けていただいてもいいと思いました。育成して辞めないようにするという意味で育成・確保と書かれていると思いますが、確保と育成、定着という言葉が、どのような概念規定で使われているのか、各部署がその人材のことを考えるときにこのぐらいのグランドデザインとの整合性を考えていくのだと思いますので、その辺を気にしていただきたいと思いました。

- **牛山部会長**：ありがとうございます。確かに、この「人口減少社会、超高齢社会に対応するため」など、見直してみると、いくつか疑問点もあるかと思います。今ご指摘いただいた点について事務局いかがでしょうか。
- **馬淵総合政策課長**：ご意見ありがとうございます。いずれも、事務局としてもはっとさせられる部分もございまして、検討をしっかりとしたいと思います。先ほどの最先端医療のところでございます。これは超高齢社会に対応するため、我々人生100歳時代に向けて取り組みたいと考えているところです。要は皆さんが100歳まで元気に長生きできるという社会を目指すために、最先端医療の推進をやっていこうということでやっている、という意味合いで書いているところがございますけれども、確かにそれが本当にこの2つに対応するためだけなのかという視点もあろうかと思いますが、そこはまた検討させていただければと思います。以上でございます。
- **堀越委員**：今おっしゃられたような意味合いでしたら、例えば「健康寿命の延伸のために」などと書いていただけると、長寿社会で健康寿命を延ばすために、技術を開発する、技術を使うとわかると思いますが、繋がらなかったものですから、ご検討いただければ幸いです。ありがとうございます。

- **牛山部会長**：ありがとうございます。それでは、いくつか今いただいた点についてご検討いただければと思います。予定していたお時間が来てしまいました。まだ多々ご意見はあるかと思うのですが、もしまだご発言のない方でご意見等があればと思いますが、いかがでしょうか。

(発言者なし)

- **牛山部会長**：よろしいでしょうか。まだご発言が足りなかった点等ありましたら、事務局にご連絡いただいて、後程対応させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
- **佐藤課長代理**：1点だけ補足でございます。先ほど地域政策圏のお話をいただいていた中で、今の5つの地域政策圏になったのは、平成19年度に作りました「神奈川力構想」からこういった形になっています。基本的に地形的なところに焦点を当ててこのような地域政策圏の考え方に至っているものでございます。補足は以上です。

- **牛山部会長**：はい、ありがとうございます。今日は本当に全体的なところから細かい部分につきまして、多々ご意見をいただいたかと思えます。いただいたご意見を踏まえて、事務局でご検討いただくわけですが、ご案内にありますように、今後、総合計画審議会が開かれます。そちらの方に、報告していくということになりますので、今日いただいたご意見、それから、ご発言が足りなかった部分があれば、事務局に数日中にお知らせいただきたいと思います。それについて、部会長の私の方で預からせていただき、事務局と調整の上で、文案修正等を行います。それが確定した上で、11月21日の開催予定になっております総合計画審議会で私からご報告させていただき、審議会でご審議いただくということになるかと思えますので、それをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

- **牛山部会長**：はい。それではそのように進めさせていただきます。それでは本日の議事につきましては以上とさせていただきますと思います。事務局の方に進行をお返しいたします。
- **佐藤課長代理**：委員の皆様、熱心なご議論をありがとうございました。今後の予定ですが、参考資料3にお付けしておりますとおり、この後、11月21日に総合計画審議会で審議をいたします。そのあと県議会での議論等を踏まえまして、素案を確定いたしまして、年が明けて1月になりましたら、今度は案という形でご議論をお願いできればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは本日は長い時間、熱心なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして本日の部会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。